

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日時

令和元年 10月 3日 (木)

開会 9時30分

閉会 10時41分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員、  
原田佳子委員

### 4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）、  
副教育長 宮路正弘、次長（教職員担当）梅村和弘、  
次長（学校教育担当）長谷川敦子、次長（育成支援・社会教育担当）森下宏也、  
次長（研修担当）吉村元宏  
教育総務課 課長 柘屋眞  
教職員課 課長 早川巖、班長 大屋慎一、主任 佐野真也  
教育政策課 課長 上村和弘、課長補佐兼班長 一尾哲也、主査 小瀬古大輔  
特別支援教育課 課長 赤尾時寛、課長補佐兼班長 谷口峻隆、  
指導主事 遠藤純子  
学校経理・施設課 課長 池田三貴次、副参事兼課長補佐兼班長 脇光弘  
社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、主幹 齋藤清美、主査 上村一弘

### 5 議案件名及び採択の結果

審議結果

該当事項なし

### 6 報告題件名

- 報告 1 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果  
について
- 報告 2 次期三重県教育ビジョン（仮称）中間案について
- 報告 3 三重県特別支援教育推進基本計画の中間案について
- 報告 4 県立学校施設に係る長寿命化計画の中間案について
- 報告 5 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

## 7 審議の概要

- ・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

- ・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

- ・前回審議事項（9月19日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

- ・議事録署名者の指名

黒田委員を指名し、指名を了承する。

- ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の公開について、報告5は、県議会提出前のため、非公開とすることを決定する。

公開の報告1から報告4の報告を受けた後、非公開の報告5の報告を受ける順番とすることを決定する。

- ・審議事項

### 報告1 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について (公開)

(早川教職員課長説明)

報告1 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について

令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。令和元年10月3日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

今年度実施しました教員採用選考試験の結果について、まとめさせていただきます。教員採用選考試験につきましては、去る9月25日に、最終合格発表を行いました。合格者は、465名、倍率は5.6倍、前年度より98名の増加となっております。

今後、合格者に対しては、10月31日に、合格者対象の説明会を実施する予定でございます。

報告は、以上です。

### 【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

## ・審議事項

### 報告2 次期三重県教育ビジョン（仮称）中間案について （公開）

（上村教育政策課長説明）

報告2 次期三重県教育ビジョン（仮称）中間案について

次期三重県教育ビジョン（仮称）中間案について、別紙のとおり報告する。令和元年10月3日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長。

中間案についての別紙をご覧ください。現行の教育ビジョンの期間が今年度末で終了することから、現在、教育ビジョンを策定しております。三重県教育改革推進会議におけるこれまでの審議をふまえ、別添の冊子のとおり、中間案を取りまとめましたので、報告説明をさせていただきます。

概要は、以下のとおりです。まず、1番といたしまして、各構成の考え方ですが、大まかな構成の考え方は、9月5日の定例会後の説明の場面で骨子案等説明させていただいたところがございます。その枠の中が、大きな第1章、第2章、第3章という組み方になっております。

続きまして、2ページの（2）をご覧ください。「三重の教育の基本方針について」でございます。次期教育施策大綱中間案につきましては、9月13日の「第4回総合教育会議」にて、ご審議をいただいたところですが、この中にある三重の教育における基本方針をそのまま掲載させていただいております。このビジョンにおいて、大綱をふまえた政策展開を行っていくことを示しております。

続きまして、（3）「教育ビジョンに込める想い」についてでございます。現行の教育ビジョンでは、「三重の教育宣言」にあたる部分です。今回の次期教育ビジョンにつきましては、現ビジョンの「三重の教育宣言」で示した「自立する力、及び共生する力の育成」、「教育への県民力の結集」などの基本的理念を継承し、その旨を「はじめに」における「1 策定の趣旨」で示しながら、このビジョンでめざす3つの方向性を「教育ビジョンに込める想い」として①から③に整理をしました。

まず1つ目は、「誰一人取り残さない教育の推進」でございます。これは、本県の教育の特色とも言えると思いますが、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい教育を引き続き推進していくということを述べております。これは、子どもが心も体も健康で幸福な状態をまずしっかりとつくるということを前提にしています。

2つ目に、子どもたちの豊かな未来をつくっていく力の育成といたしまして、変化の激しい時代において、豊かな未来をつくっていく力を育む教育を行っていく必要性を述べています。「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成を通じて、自分のよさ、可能性を認識し、他者への思いやりを育み、失敗を恐れず、挑戦し、他者への協働をとおして困難な課題を乗り越えていける力を育むという部分でございます。

最後に、3つ目といたしまして、「オール三重」による教育の推進でございます。これは、今、申し上げたような、1番、2番を社会総がかりで実現していくということとございまして、そのためには、信頼される学校づくり、教職員一人ひとりの資質

向上や、コンプライアンス意識の確立が不可欠であるということを述べております。

(4)「基本施策・施策」について、今、申し上げたような、込めた想いを具体的  
に実現していくために、以下の5つの基本施策とそれぞれにぶら下がっている施策に  
整理をさせていただいております。

今回、後でまた説明いたしますが、基本施策にも「めざす姿」及び「数値目標」を  
記載して、一体的に図れるようにしております。

まず、基本施策1「子どもたちの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やか  
な身体」の育成」ですが、これは人格形成の基礎ということで、引き続き、注力して  
取り組んでいくことと、3つを一体的・調和的に育ていく中で、子どもたちが自分  
のよさや可能性を更に認識できるような形をとりまして、自己肯定感を高め、新たな  
時代に対応していく力の基礎にしていくことをメッセージで示すために、一体とした  
基本施策といたしました。

次、2つ目が、先ほどから申し上げております「他者と協働して未来を想像する力  
の育成」でございます。社会の一員として、自覚と責任を持って主体的に行動する。  
他者との絆を大切にしながら、課題に向き合っていく。大人の文化の理解や郷土への  
愛着を持って、世界にあっても、地域にあっても活躍していく、そういう豊かな未来  
をつくっていく力の育成を、この基本施策においてめざしています。

3つ目は、特別支援教育の推進でございます。一人ひとりの特性やニーズに応じた  
教育を行っていくということと、自立と社会参画に必要となる力の育成に注力してい  
くことを述べています。

最後、4ページ、「基本施策4（安全で安心な学びの場づくり）」、「基本施策5  
（地域との協働と信頼される学校づくり）」、これら2つは、先ほどから申しました  
1から3の基本施策の実施展開を支える土台となる部分で、教育環境をつくっていく  
ことに向けた安心・安全な学びの場づくりという基本施策、それから、学校・家庭・  
地域が一体となって支え、環境をつくっていくことをこれら2つの基本施策にまとめ  
ております。

最後、5つ目、「ビジョンの実現に向けて」でございます。数値目標の達成や取組  
の進捗状況についての自己評価を公表していくこととともに、最後のところで保護者  
や地域住民等の役割についても示すことで、総がかりでこの理想的な状況を実現して  
いく決意を示しております。

「2 今後の予定」としまして、この中間案をもとに、今後、10月中旬ぐらいか  
ら1カ月間ぐらいにわたり、パブリックコメントで県民の皆さんのご意見をお伺いす  
ることに加え、関係団体からの意見聴取、児童生徒との対話等の機会も持ちまして、  
最終案に反映していきたいと考えております。

それでは、冊子を1ページをご覧ください。はじめに、策定の趣旨でございます。  
教育を取り巻く社会情勢が急激に変化しているということを述べた上で、こうした社  
会の変化や課題に的確に対応する、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現して  
いくためには、「これまで培ってきた三重の教育を大切にする」という「不易」の部分  
と、「新たな課題に果敢に取り組んでいく」という「流行」の部分の両方に取り組ん  
でいくことを述べておりまして、そのベースになるものとして、3段落目にあるよう

に、現教育ビジョンで取り組んできた自立する力、共生する力、教育への県民力の結集を掲げた「三重の教育宣言」を基本理念として継承しつつ、新しい方向性をふまえた教育ビジョンを策定したことを述べられています。

次、3ページをご覧ください。教育を取り巻く社会情勢の変化です。これは、総合教育会議のほうでご審議いただきました教育施策大綱にもありました社会情勢の変化とほぼ同じ項目立てで、内容的には同じになっております。

ただ、6ページの「教職員を取り巻く環境」については、働き方改革の部分も含め、新たにビジョンの切り口として加えたところです。

7ページをご覧ください。「2 三重の教育における基本方針」ですが、これは、先ほど申しましたように、教育施策大綱にあります三重の教育における基本方針を、そのままこちらに掲げております。次に11ページをご覧ください。「3 三重の教育ビジョンに込める想い」です。先ほど申しました、「1 誰一人取り残さない教育の推進」、ここでは少し先ほどより詳しく書いてありますが、三重の教育の特色であります、一人ひとりに寄り添った教育について言及しています。具体的には、2つ目の○に、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの早期からの一貫した支援、特別支援学校の整備等、在籍率の高い外国人児童生徒への社会的自立に向けた支援、3番目として、就学困難者への学習支援・経済的支援をきめ細かく展開してきたことと、さらに、それらをそれぞれの課題に的確に対応しながら続けていくことを述べております。

2つ目、豊かな未来を創っていく力の育成、3つ目、「オール三重」による教育の推進ということで、これらを「込める想い」としてまとめております。

13ページをご覧ください。ここが「基本施策・施策」のところ、先ほどご説明申し上げたところを表としてまとめたものが14ページでございます。これらの基本施策は、大綱の施策の学校教育部分との一定の整合が図られているところです。

15ページをご覧ください。ここからは施策シートの見方を示してございまして、施策名、めざす姿として計画期間の終了する令和5年度までに達成する姿を記載し、「現状と課題」といたしまして、この施策に関する課題背景等を記載してございます。

それをふまえた主な取組内容を、その次で示してございまして、最後に、指標といたしまして、施策の成果、学校や県教育委員会等の活動内容を表す指標を具体的に記載してございます。

16ページをご覧ください。今回のビジョンの一つの特色として、このように基本施策の塊ごとにページをつくりました。まず、基本施策のめざす姿を述べまして、基本的な考え方、ここでは1番から8番まで、知・徳・体にかかわる部分の施策で構成されていますが、それを一体的に育むことで自己肯定感を高めていくことを基本的な考え方で述べてございます。その進捗を量る数値目標といたしまして、「自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合」としました。全体の施策が図られることで、一体的にこの到達イメージをしっかりと持ちながら着実に進められるように、こういうページを5つの施策の初めに設けてございます。以下、同様に施策が見開きで並んでございます。

34ページまで飛びます。ここが新しい基本施策です。「個性を生かし他者と協働

して未来を想像する力の育成」ということで、具体的には下に示したところを見ていただくと、「(1) 主体的に社会を形成する力の育成」ということで、主権者教育、消費者教育、SDGs、地域と連携したPBL等の施策です。それから、キャリア教育、グローバル教育の部分では、国際教育、多文化共生、英語教育、郷土教育、そういうところを含んでおります。

最後、4番目としまして、「知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成」ということで、探求的な学び、STEAM教育、プログラミング教育や個別最適化された学びについて述べております。

数値目標としましては、自立した主体として社会において権利を行使し、責任を果たそうとする高校生の割合ということにさせていただきました。

次、44ページをお願いいたします。ここは特別支援教育の推進ということで、支援を必要とする子どもたちが増えているという現状をふまえ、このような形で引き続き、基本施策として置きました。2本の施策がございます。1つは、「一人ひとりの学びを支える教育の推進」、2つ目は、「特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進」です。全体の目標項目といたしましては、特別支援学校高等部の一般企業へ就職を希望している生徒たちの就職率をあげております。

50ページをお願いします。「基本施策4 安全で安心な学びの場づくり」でございます。構成する施策としましては、構成する施策は6本ございます。「1 いじめや暴力のない学校づくり」、「2 防災教育・防災対策の推進」、「3 子どもたちの安全・安心の確保」、「4 不登校児童生徒への支援」、「5 学びのセーフティネットの構築・学びの継続」、「6 学校施設の充実」でございます。全体の目標は、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合を量っていきたいと考えております。

最後に70ページ、「基本施策5」です。「地域との協働と信頼される学校づくり」ということで、具体的には7本の施策をご覧ください。「(1) 地域とともにある学校づくり」、これはコミュニティー・スクールの部分です。「(2) 学校の特色化・魅力化」、「(3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」、「(4) 学校における働き方改革」、「(5) 家庭の教育力の向上」、「(6) 社会教育の推進と地域の教育力の向上」、「(7) 文化財の保存・継承・活用」ということで、トータルの数値目標としましては、コミュニティー・スクールに取り組んでいる小中学校の割合とさせていただきました。

最後の89ページをご覧ください。第3章といたしまして、「教育ビジョンの実現に向けて」ということで、2つの方向性に触れています。1つは、PDCAサイクルでしっかりチェックしていただきながら進捗を図っていくということを述べております。2つ目は、社会総がかり、県民総がかりということで、それぞれの役割を述べさせていただいております。

以上、説明でございます。よろしくをお願いいたします。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。

森脇委員

中身についてではなくて、数値目標の立て方ですが、これは多分、かなり検討されていると思うんですが、例えば、自分にはよいところがあるか、かなり現時点で高いんじゃないかと思うんですが、それを、5年経ったときに、かなり上げるのは、そのこと自体が難しいんじゃないかということを使うのと、各年度のでこぼこがあると思うんですが、目標がそれに吸収されてしまわないか。だから、実現の可能性があるかということと、そのことがどういう意味を持っているのかということをもう少し、前、学力のときに、あまりにも難色難題というやり方は、現場で一生懸命やっている人たちの励ましになるのかという問題も多分あったと思うので、その数値を立てるときには、まずは実現の可能性と、その実現したとする数字がどういう意味を持っているのかということ、全てにわたってチェックをする必要があるんじゃないかと思うので、今だったら間に合うんじゃないかということで発言をさせていただきました。

大森委員

私も森脇委員と同じで、定性と定量のジレンマがあるので難しいですが、あまりにも定量に走ってしまうよりは、もう少し定性的な部分の記述があったほうがいいのかなど。どういう子どもたちというのが生まれてきて、そのもとに定量的なデータが評価しますという表現をしてもらったほうがいいのかと。教育政策の評価というのは、ほかの政策評価と違うところがあるので難しいのですが、定性的な部分も強調してもらいたいと思いました。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

原田委員

今後の予定のところにあるキッズモニターというの、少し私の中で具体的にイメージができないんですが、どんなふうに子どもたちにこれを主にするんですか。

小瀬古主査

これはもともと、子ども・福祉部のほうで事前に登録されている500人ぐらいの小中高校生を対象とした、インターネットで行うアンケートになります。子どもたちですので、こういう難しいものというよりは、もう少し分かりやすい設問を、10問程度と聞いているんですが、それらにかけてそこで書いてきた答えを、ここでできれば発表したいと考えます。

教育長

よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

## ・審議事項

### 報告3 三重県特別支援教育推進基本計画の中間案について (公開)

(赤尾特別支援教育課長説明)

報告3 三重県特別支援教育推進基本計画の中間案について

三重県特別支援教育推進基本計画の中間案について、別紙のとおり報告する。令和元年10月3日提出 三重県教育委員会事務局 特別支援教育課長。

本県の特別支援教育については、現行の「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、平成27年度から令和元年度までの5年間、特別支援学校における教育内容の充実および学校整備、小中学校や高等学校における特別支援教育の推進に取り組んできました。

現行の計画が今年度で終了することから、本計画の改定に向けて、これまで専門的な立場の方々で構成する特別支援教育推進会議においてご意見をいただくとともに、令和元年9月27日の第3回教育改革推進会議においてご審議いただき、中間案を取りまとめましたので、その内容についてご報告申し上げます。

資料は「概要」と「別冊中間案」とがございます。別冊中間案の1ページをご覧ください。「はじめに」としまして、「1 改定の経緯及び計画の期間」について記載しております。次期「三重県教育施策大綱」、「みえ県民カビジョン第三次行動計画」及び「三重県教育ビジョン(仮称)」との整合を図りつつ、これまでの取組の課題に継続して取り組んでいくとともに、障害者差別解消法の施行や学習指導要領の改訂など、特別な支援を必要とする子どもを取り巻く状況の変化による新たな課題に対応した計画といたします。

計画の期間は、令和2年度からの4年間としております。

2ページをご覧ください「2 三重県の特別支援教育に係る状況」としまして、特別な支援を必要とする子どもたちが増加する傾向が続いております。

1ページに戻って目次をご覧ください。このような状況をふまえて、目次にありますように、本計画は第1章から第6章までで構成しております。

それでは、各章の概要につきまして、概要版でご説明しますので、概要版をご覧ください。

「第1章 切れ目ない支援体制の充実」では、「1 早期からの一貫した支援の充実」としまして、保健、福祉、教育等の関係機関が連携し、必要な支援を行うとともに、一人ひとりの可能性をできる限り伸ばす視点を大切に、早期からの支援に取り組むこと。障がいのある子どもと障がいのない子どもが、ともに地域で豊かに暮らしていくことができるよう、共生社会の実現に向けさまざまな機会を通じて、特別支援教育についての理解・啓発を図ることを記載しております。

2ページをご覧ください。「2 就学前の取組と就学先の決定」では、本人、保護者の思いを尊重した適切な就学支援を行うこと、

「3 支援情報の円滑な引継ぎの充実」では、支援情報が次の進学先等に確実に引き継がれ、切れ目ない支援を受けられるよう情報引き継ぎツールである支援情報ファイルの作成、活用を進めることなどを記載しております。

「第Ⅱ章 小中学校における特別支援教育の推進」では、「1 通常の学級における指導・支援の充実」として、特別な支援必要とする子どもたちは、どの学級にも在籍していることから、全ての教員が特別支援教育に関する知識・理解を高めること、

「2 通級による指導・支援の充実」では、通級による指導を受けている子どもが増加していることから、教員の専門性の向上をめざして研修を実施すること、

「3 特別支援学級における指導・支援の充実」では、特別支援学級で学ぶ子どもが増加していることに加えて、障がいの状況や発達段階などが多様化していることから、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づく指導・支援を充実すること、

「4 小中学校における医療的ケアの支援の充実」では、医療的ケアについて記載しております。

「第Ⅲ章 高等学校における特別支援教育の推進」では、「1 特別な支援を必要とする生徒への対応」としまして、特別支援教育コーディネーターを中心とした指導・支援の充実と、卒業後の進路先への支援情報の円滑な引継ぎ、「2 通級による指導」では、今年度から開始している伊勢まなび高等学校での成果や課題を踏まえ、今後の設置について検討すること、「3 入院している生徒に対する学習保障」では、高等学校に在籍する生徒が、長期入院した場合の学習保障の仕組みについて研究を進めることを記載しております。

「第Ⅳ章 特別支援学校における教育の推進」では、「1 特別支援学校における指導の充実」としまして、卒業後の自立と社会参画に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の拠点として、障がい種別に応じた専門的な指導の充実、「2 キャリア教育の推進」としまして、進路希望の実現と卒業後の地域生活への円滑な移行に向けた幼稚部、小学部段階からの計画的・組織的なキャリア教育を推進すること。

「3 医療的ケアの取組の充実」では、付き添いに係る保護者の負担軽減など、安全で安心な医療的ケアを実施すること、4 ページをご覧ください。「4 交流及び共同学習の充実」では、特別支援学校と地域の小中学校等の子どもが、お互いを理解し、ともに助け合うことを学ぶ機会として、今後も交流及び共同学習を進めていくこと、「5 特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組」では、防災教育や障がい者スポーツ、障がい学習等に取り組むこと、「6 特別支援学校のセンター的機能による地域支援」では、各特別支援学校と小中学校等の連携をより深めた地域支援を進めることなどを記載しております。

「第Ⅴ章 教員の専門性の向上」では、発達障がいに係る研修の実施及び大学等との連携を深めることを記載しております。

「第Ⅵ章 特別支援学校の整備」では、現行の計画において、東紀州くろしお学園の新校舎の整備、かがやき特別支援学校の再編整備、松阪あゆみ特別支援学校の整備等、大規模整備を行ったこと。今後は、各特別支援学校における課題等に対して、個別に検討していくことを記載しています。

また、第Ⅰ章から第Ⅴ章では、章ごとに目標指標を設定しております。

別冊中間案の49ページをお開きください。星印をしたものは、「みえ県民力ビジョン」及び「三重県教育ビジョン」の活動指標として設定しているものです。現状値

及び令和5年度の目標値につきましては、三重県教育ビジョンと同様に、現在は、空欄としております。

今後の進め方でございますが、もう一度、概要版の4ページをご覧ください。本中間案は、10月7日の教育警察常任委員会に報告後、1カ月間、パブリックコメントを実施いたします。県民の皆様からのご意見をふまえ、12月の「第4回特別支援教育推進会議」において最終案の検討を行い、令和2年2月の第5回教育改革推進会議において最終案を取りまとめ、3月の定例会を経まして、令和2年3月に策定する予定としております。

以上が、三重県特別支援教育推進基本計画の中間案についての報告でございます。

#### 【質疑】

教育長

報告3については、いかがでしょうか。

森脇委員

計画の中身というより、基本的な認識についてお伺いします。別冊の例えば2ページを見ると、特別な支援を必要とする子どもたちの人数というのは、右肩上がりになっていきますね。児童生徒数は基本的に全体的には低下傾向にあるにもかかわらず、特別な支援を必要とする子どもが増えているというのは、一体なぜなのかということを知りたいのですが。これは、例えば実数としては、実際に増えているという認識なのか、それとも、いじめ問題等では、いじめと認識したときにいじめとなるという、枠組みがしっかりと適応されているから増えているのか、ということです。枠組み自体が変わってきているから増えているのかとか、そのあたりの基本的な認識をお伺いしたいのです。

特別支援教育課長

特別な支援を必要とする子どもたちの増加につきましては、全国的に増加しております。本県も同様の増え方をしている状況でございます。

なぜ、増加しているのかというのは、なかなか明確なことは申し上げられないのですが、平成19年度から特別支援教育が始まりまして、徐々に特別支援教育に対する理解も保護者の方へも浸透してきているのかなとは思いますが。これまでの障がい児教育、あるいは養護学校での教育ではなく、特別支援を受けられる教育ということで、ニーズが多様化する中で、子どもたちの学びの場、特別支援学級あるいは通級指導が整備されてきてまして、ニーズにも応えられるようになってきている状況かと思っております。

森脇委員

ということは、プラスイメージというか、ある程度、特別支援教育に対するイメージが変わることによって、そちらのほうを受けさせたいと考える保護者が増えたというのが原因、理由の一つであるということですね。わかりました。

原田委員

保護者の立場で言うと、今の森脇委員がおっしゃった枠組みというところで、空気

が読めるだけでも障がいの名前が付く時代、横文字で相手の気持ちが読めすぎて生きづらくなる。学校で友達が怒られているから、それを見ているだけで苦しくなると言うのも病名が付く時代なので、そういった点では、特別な支援を要するという言葉が、過去で言う障がい児教育とは、既に認識が段々変わってきているのかな、というのが、保護者としての体感、子育てをしている中での体感なので、非常にこの部分の特別支援学校の先生方以上に、小中学校、高等学校に通っている形の特別支援という意味では、個々それぞれにいろんな特別支援が必要になってきているというのが、これもそういった意味でもどんどん増えていくんじゃないかと。どこをどう認識して、どの枠組みを特別支援が必要な子たちと捉えるかというものによっては、そこら辺のことを今、森脇委員がおっしゃった部分に理屈を述べてご意見させていただきました。

教育長

ほかにいかがですか。

黒田委員

4ページの今後の策定スケジュールの中で、10月から11月にパブリックコメントと書かれていますよね。もう一度、どのような形でそのコメントを集めるのかというのを、もう一度、詳しく教えてもらいたいのですが。どんな手法をもって。インターネットですか。

特別支援教育課長

県のホームページで意見を出させていただき掲載させていただき方法を探らせていただくことになります。

黒田委員

県のホームページでパブリックコメントを募集しますよみたいな。それをしますということは、一般の方にはどのように告知されるのかと。なぜかという、結構、そこについて初めてコメントができるんだというのを知る機会しか、なかなかないのかなというのが自分の中であって、こういうところでコメントしてもらえる場所を設けていますよということも含めて、何かを発信できれば、たくさんのご意見が集まるのではないかと感じているので、これまでどのようにされていたのかなというのも気になったのですが。単にホームページだけでコメントしてくださいというだけを出すということですね。

特別支援教育課長

そうです。

黒田委員

という、そこにアクセスしないとわからないというのが。そこを教えてもらえれば。

宮路副教育長

ビジョンもそうですが、通常、関係の深いところ、PTAや市町には、同時に文書を送りまして、意見をいただきたいということで周知をさせていただきます。報道提供もパブリックコメントを行いますというのは出すんですが、なかなか取り上げてもらえない場合もあって、タイミングの合うときには、県の広報にも、小さいですが、パブリックコメントを実施しますと、今まではそういうこともさせてもらって、でき

るだけ意見をいただかないと、なかなか難しいので、こちらとしては意見をたくさんいただきたいということで出させてはもらいますが、今までそういう手法で、特に関心の高いところには、こういうのをつくりましたのでご意見をお願いしますということをご意見を直接お願いもしながら、やらせてもらっているのが実態です。

原田委員

別冊の24ページの入院している生徒に対する学習保障のところの現状を少しお尋ねしたいのですが。長期入院ということは、医療費も非常にかさむ。在籍校への学費も納めなければいけない中での学習支援の部分で、何か修学する支援金みたいな補助が現状あるのか、例えば、具体的に言うと、いろんな業者が通信教育的なもので、病室にしながら勉強することは多分できると思うんですが、それに対する支援があるのかお尋ねします。

特別支援教育課長

ここで述べているのは、高等学校のそういう生徒への学習保障ということでございます。その高等学校のところについては、私ども勉強不足で、わからないところがあるのですが。今回の研究につきましては、委員おっしゃったように遠隔授業という手法も。

原田委員

そのところは、非常にICT教育というようなことが取り沙汰されている中では、病室にしながら勉強できる環境はあると思うので、その部分をどうサポートしていくかというのうまく連動させて、学習意欲がある病気と闘っている子たちへの取組を充実していただけたらと思っています。

副教育長

入院中のことは、ケースによりますが、長期の場合は休学をいただくと授業料はかかりませんので、今は授業料の補助がほとんどの家庭であります。かかっているお子さんでも、そこは一定、3カ月以上で休学をしますと、かかっこないで、長期の場合は、そういう形を採られる場合も多々あります。病気の種類によっては、高校生でも緑ヶ丘に当然変わっていただく場合もありまして、病気の期間は緑ヶ丘で一定、学習支援を受けながらやってもらっているということで、入院のお金は当然かかっていますが、学校に係る負担としては、長期になればなるほど、その負担は軽減されているのではないかと思います。

教育長

あとはいかがですか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

#### 報告4 県立学校施設に係る長寿命化計画の中間案概要について (公開)

(池田学校経理・施設課長説明)

報告4 県立学校施設に係る長寿命化計画の中間案概要について

県立学校施設にかかる長寿命化計画の中間案概要について、別紙のとおり報告する。

令和元年10月3日提出 三重県教育委員会事務局 学校経理・施設課長

次ページ以降に資料をお付けしておりますが、まず、「県立学校施設に係る長寿命化計画の中間案概要」として、2枚ものをお付けしております。その後ろに計画案の本冊をお付けしていますが、中間案概要では、中間案に記載をされております全ての項目について、そのポイントを取りまとめておりますので、こちらでご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、「1 学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等」です。(1) 計画策定の背景として、県立学校施設は、昭和40～50年代にかけて建設されたものが多く、建物や設備の老朽化対策が大きな課題となっております。また、教育に対するニーズは、時代とともに変化してきており、学校施設に求められる機能も複雑化、多様化してきております。

(2) 計画の目的です。学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、中長期的な施設整備の方針を示し、計画的に老朽化対策を進めることを本計画の目的といたします。

(3) 計画の位置付けです。平成25年に策定されました国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、県の公共施設の総合的・計画的な管理方針といたしまして、平成27年に「みえ公共施設等総合管理基本方針」が策定されました。本計画については、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく県立学校施設の個別施設計画として策定します。

(4) 計画期間です。令和2年度から、「みえ公共施設等総合管理基本方針」の計画終期である令和16年度までの15年間といたします。

(5) 対象施設です。三重県教育委員会が所管する高等学校及び特別支援学校といたします。

「2 学校施設のめざす姿」です。三重県の教育のめざす姿とその実現に向けた施策の方向性を示す中長期計画である「三重県教育ビジョン」において、学校施設のめざす姿を示した施策「学校施設の充実」をふまえた記述といたします。

「3 学校施設の実態」です。(1) 学校施設の設置状況は、高等学校57校、特別支援学校18校の合計75校の県立学校施設があり、県立学校施設全体の述べ面積は、約93万平方メートルとなります。

(2) 学校施設の老朽化の状況ですが、現在、保有している学校施設は、築30年以上経過した建物が全体の約7割、築40年以上経過した建物は約4割を占める状況にあります。

平成9年度以降、耐震対策実施に合わせて老朽化対策を実施してきたところですが、劣化状況の調査を行いましたところ、全体的に劣化の進行が認められたところです。

また、トイレの洋式化など設備面においても、住環境とのギャップが大きくなってきており、設備面においても改修や更新が必要になってきている状況にあります。

(3) 施設関連経費の状況です。過去5年間の県立学校施設関連経費の平均は、光熱水費等を含めまして、全体でおおむね年36億円となっておりますが、減少傾向にあり、より効果的な執行が求められます。

(4) 今後の維持・更新経費でございますが、これまでどおり建替えを中心として施設を更新していく場合と、建物が劣化する前に予防保全を施す長寿命化改修を実施した場合の建設及び維持管理に係る経費について試算し、比較したところ、今後、40年間で約416億円、年平均で約10.1億円圧縮できるとの試算結果が算出されております。下の2行が、その結果でございます。

「4 学校施設整備の基本的な方針等」です。(1) 学校施設の規模や配置の適正化につきましては、高等学校の生徒数が減少傾向にある一方、特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にあります。

このような状況の中、学校施設の規模や配置の適正化につきましては、「県立高等学校活性化計画」及び「三重県特別支援教育推進基本計画」との整合を図っていきます。

(2) 改修等の基本的な方針として6点上げております。①改修の手法は、長寿命化改修を中心に行います。改修の実施に際しては、建物の状況から改修対象の部位を精査するとともに、使用状況等から減築など他の手法も検討し、より効果的な改修となるよう取り組みます。

②長寿命化改修の対象です。延べ面積が200平方メートル以上の建物としますが、渡り廊下など付随する建物は一体的に工事すべき一つの棟として取り扱います。それによって整理をいたしますと、改修対象は全体で557棟、87万9000平方メートルとなります。

③目標耐用年数は、長寿命化改修における鉄筋コンクリート造の目標耐用年数は80年といたします。

④改修サイクルです。長寿命化改修は目標耐用年数の中間期である築40年を経過した段階で、構造躯体の強度やコンクリートの中性化の度合い等を調査の上、実施します。

⑤改修の進め方です。改修対象の建物の使用状況等から、必要に応じて減築も想定するとともに、バリアフリー化などの施設の機能向上にも可能な限り取り組んでまいります。

⑥トイレの改修です。学校施設は学習の場であるとともに生活の場でもあり、住環境とのギャップが、特に大きくなっているトイレにつきましては、洋式化などの機能面の向上を早期に図る必要がある部位として位置付け、建物の改修と並行して計画的に進めてまいります。

「5 基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等」です。長寿命化改修の具体的な内容は、個々の建物の老朽化の状況や使用状況を把握した上で決定をいたしますが、建物の部位ごとに統一的な整備水準を定めていきます。

「6 長寿命化の実施計画」です。(1) 実施計画の策定については、より具体的な長寿命化改修方策を記載した実施計画を策定し、実施計画に基づいて令和2年度から改修に着手いたします。実施計画については、状況の変化に柔軟に対応できるよう、4年ごとに策定し、工事の進捗状況と必要に応じて見直しを行ってまいります。

(2) 改修等の優先順位づけについてです。屋上や外壁など、その劣化が構造躯体

の劣化の進行に大きな影響を与える部位の老朽化対策を優先して実施することが必要であることから、劣化している部位に着目して改修を実施する建物の優先順位を判断いたします。

また、トイレの改修については、洋便器の不足度合いの高い学校の改修を優先して進めてまいります。

「7 長寿命化計画の継続的運用方針」についてです。効率的かつ効果的な施設整備を進めていくため、定期的に劣化状況調査や点検を実施することにより、学校施設の実態把握・評価を継続的に行い、把握した情報や評価結果に基づきPDCAサイクルを確立し、より効果的な整備の検討や計画の見直しを行います。

説明は、以上でございます。

#### 【質疑】

教育長

報告4については、いかがでしょうか。

大森委員

この長寿命化計画は建物の自然劣化に対応するんですが、県立高校、特別支援学校とすると、PTAや保護者からの要望もふまえた長寿命化計画になっているのでしょうか。例えば、学校によっては、河川が氾濫して学校が水浸しになった過去の経緯があったりする高校もありますので、そういうことをふまえた長寿命化計画なのかお伺いしたいと思います。

学校・経理施設課長

長寿命化改修を実施していく箇所につきましては、まず基本的には劣化状況の調査に基づいて行っていくわけですが、過去の改修状況等、あるいは学校に十分聴き取りを行った上で、どのように長寿命化改修をしていくかというのを実施計画で具体的に定めていきたいと考えています。

大森委員

例えば学校においては、保護者の方がかなりそういうことを言われている学校などもあれば、そのあたりの合意形成ということですが。

学校・経理施設課長

その辺は学校で十分聴き取っていると思いますので、こちらから学校のほうにそういった状況も聴き取りながら計画を進めていって、実施計画を策定していきたいと考えております。

教育長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

報告5 指定管理者が行う公の施設の管理状況について（非公開）

林社会教育・文化財保護課長が説明し、全委員が本報告を了承する。